

収入保険制度を知ろう！！

平成29年6月16日に収入保険制度の導入等を内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。

具体的な仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

- ・5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、**青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。**なお、**その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく**等の措置が検討されています。

○収入保険制度では、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体が対象です。

- ・精米、荒茶、梅干し、豊表など所得税法上の農業所得として申告されているものについては、農産物の販売収入に含める。

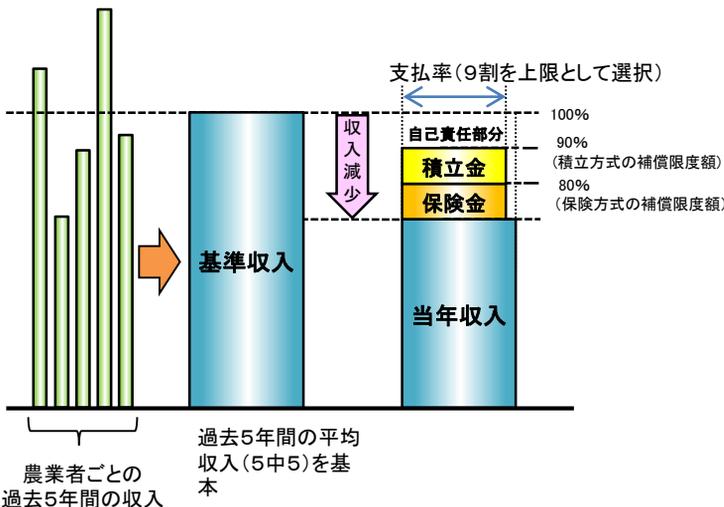
○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。

- ・基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。
- ・補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
- ・「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかを選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

- ・保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。
- ・積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

〈補填のイメージ〉



(注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

＜収入減少の程度に応じた補填の状況＞

当年の収入減少の程度	補填の状況
20%減	基準収入の89%まで回復
30%減	基準収入の88%まで回復
40%減	基準収入の87%まで回復
50%減	基準収入の86%まで回復
60%減	基準収入の85%まで回復
70%減	基準収入の84%まで回復
80%減	基準収入の83%まで回復
90%減	基準収入の82%まで回復
100%減	基準収入の81%まで回復

保険料・積立金・補償額の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合

農業者に用意いただくお金

保険料は、	7.2万円
積立金は、	22.5万円
合計	29.7万円

補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

※ 保険料は掛捨てになります。積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

(参考) 保険料・積立金の計算方法

- 保険料
= 基準収入 × 補償限度 (0.8を上限に選択) × 支払率 (0.9を上限に選択) × 保険料率 (1%)
- 積立金
= 基準収入 × 積立幅 (1割) × 支払率 (0.9を上限に選択) × 1/4

加入・支払等のスケジュール (平成30年秋 加入申請開始を想定)

(個人の場合のイメージ)



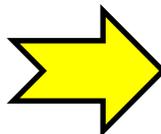
法人の場合、収入保険制度の収入算定期間は、事業年度の1年間となります。

収入保険制度のメリット

- 収入保険制度の趣旨は、農業の成長産業化に向けて、農業者が自由な経営判断に基づいて経営を発展できるようにするため、収入の予期せぬ減少が生じた場合に、**品目の枠とらわれずに収入全体を見て、総合的に対応し得るセーフティネット**を整備する点にある。
- 事業化調査の経営体をモデルとして単純に試算すると、一般的には、これまでの農業共済の対象外であるなど、十分なセーフティネットが措置されていなかった**野菜などの生産・販売や、複合経営に取り組む場合にメリットが大きい。**
- これまでの品目別対策は地域データを活用していたので、地域全体で被害等が発生しなければ補填が受けられなかったが、**収入保険制度は個人の収入に着目するので、個々の事情に対応したセーフティネットとして機能する**というメリットがある。

類似制度との関係について

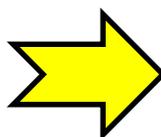
- ・農業共済 ※
- ・収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- ・野菜価格安定制度
- ・加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険制度と**どちらか一方を選択して加入**

※ 固定資産の損失を補填するもの【家畜共済(乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済(施設内農作物以外)、果樹共済(樹体共済)】及び診療費を補填するもの【家畜共済(病傷共済)】を除く

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
- ・養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
- ・肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・鶏卵生産者経営安定対策



左記の畜産品目と他の品目の複合経営の場合は**他の品目は収入保険制度に加入できる**

「備えあれば憂いなし」の農業経営実現のためには、**収入保険制度**または**農業共済**への加入が大切です。



※収入保険制度は**NOSAI**団体が新しく設立する**全国組織**が実施する予定です。

収入保険制度や農業共済についてのお問合せなどは、共済農業組合本所へ！！
☎0994-48-3180 (担当 福元・外窪・平田)

青色申告を始めましょう！

- ・ 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- ・ なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした**収入保険制度の導入**が決定されました。

青色申告の主なメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

○損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

※青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。
正規の簿記は、複式簿記です。簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

青色申告について

書類の整理や帳簿の作成など青色申告に関するご質問・ご相談などは、お近くの税務署またはJA、農業会議等へお問合せください。